

リコーグループ製品の原材料木材に関する規定

【目的】

地球環境保全並びに生物多様性保護の観点から、リコーグループブランド製品及びそれらの付随品の原材料木材が合法的かつ環境面・社会面で原産地の持続可能性に配慮されて得られたものであることを確認し、調達するために本規定を設ける。

【適用範囲】

リコーグループブランド紙製品（PPC用紙、感熱紙など）、リコーグループブランド製品に付随するもので木材を原料とするもの（シール類・マニュアル類・包装材・緩衝材など）。

【調達先が供給する原材料木材に対する要求事項】

リコーグループは、以下（1）～（3）を全て満たした原材料木材を要求する。

- （1）産出時の合法性が確認された木材であること。
- （2）持続可能に森林管理された森林からの産出材であり、環境面・社会面での悪影響がないこと。

すなわち、以下①～③を満たすこと。

- ①保護価値の高い（HCV：High Conservation Value）（※1）森林から得られた木材ではない。
- ②木材の産出にあたり、調達先従業員の労働安全面、労働権利、不当労働などの問題がない。
- ③木材の産出にあたり、産出地域の住民・原住民から合意が得られ、紛争などの問題がない。

- （3）問題を抱える調達先（※2）が調達した木材を使用していないこと。

※1）保護価値の高い（HCV）とは、生物や生態系が多様性に富み、社会的・文化的に重要であること。定義は[こちら](#)を参照。

※2）現在、環境面・社会面に関して重大な問題を引き起こしている、または過去の問題について改善が確認されていない事業者。

【要求事項への適合確認】

リコーグループは、原材料の調達先に対して、調達先の情報と原材料に関する情報（収穫国、法令適合に関する情報、またはFSC認証PEFC認証等）を要求し、要求事項を満たすことを確認する。

【要求を満たさない場合】

要求事項を満たさない、もしくは満たさなくなる恐れが生じたと判断した場合には、その調達先との取引および／または連携を停止する。

ただし、調達先が改善対応する場合には、一定期間の改善の機会を与え、取引および連携について判断する。